

第 38 回 宇部市廃棄物減量等推進審議会議事録

開催日時 平成19年7月27日(金) 14:00～16:00
開催場所 宇部市環境保全センター ごみ処理施設 3階 研修室
出席委員 城田副会長 小川委員 西村委員 岸本委員 篠原委員 伊藤委員 赤川委員
藏重委員 青木委員 原田委員 羽根委員 石村委員 美澄委員 翁林委員
栗原委員 中村委員
欠席委員 酒井会長 村上恵子委員 村上ひとみ委員 益田委員
事務局 山下部長 湊次長 師井課長 田中課長 吉松課長 野村補佐 大島補佐
室本補佐 中野補佐 植野係長 門植係長 野村係長 木原主任 中村

1 環境部長あいさつ

2 宇部市廃棄物減量等推進審議会会長あいさつ

3 議題

(1) 審議事項

事業系ごみの減量化対策について

(2) その他

宇部市ごみ減量等優良事業所表彰選考審査会について

(配付資料)

資料1-1 各処理施設等への持込みにおけるごみ処理手数料一覧表

資料1-2 宇部市のごみ処理原価計算

資料1-3 県内他市のごみ処理手数料一覧

資料2-1 今回のごみ処理手数料改定の考え方

資料2-2 直接搬入時のごみ処理手数料新旧対照表(案)

資料2-3 県内各市の直接搬入ごみ処理手数料一覧(事業系可燃ごみ・不燃ごみ・埋立ごみ)

副会長：会長に代わりまして議長を勤めさせていただきます。審議に入る前に2点ほど申し送りたいことがあります。まず、前回の議事録について、お手元に配布されていると思いますが、議事録を確認していただきたいと思います。議事録をお読みになりまして、間違い等がありましたら、発言していただければと思います。特にないようでしたら、議事録を承認していただけてもよろしいでしょうか。それでは議事録の承認ということで、ホームページに掲載をお願いしたいと思います。もう1つ、事前に送られた資料について、事務局から簡単にご説明していただければと思います。

[事務局説明] 資料1-1～資料1-2についてごみ処理の手数料・原価計算について説明。

副会長：今の資料について何か質問等ありますでしょうか。特にないようでしたら、審議の中でまたご質問等いただきたいと思います。それでは、審議事項に入っていきたいと思います。事業系ごみの減量化対策について、これは前回に引き続きという形になると思いますが、まず事務局の方から提案と提案理由、それに付随する資料について説明を頂いた後に、委員の方にご意見ご質問等を受けさせていただきたいと思います。

事務局：それでは今回のごみ処理手数料の考え方について述べさせていただきたいと思います。手数料改正の対象区分ですが、これは直接搬入ごみのうち、可燃ごみ・不燃ごみ・埋立ごみとして、資源ごみについては据え置きとするという事です。改定率の設定基準は、搬入量の大半を占める可燃ごみ処理手数料の改定割合、つまり値上げ幅を設定しまして、不燃ごみ・埋立ごみはこれに合わせるということ事です。次は直接搬入可燃ごみの平成20年度の目標を22,000tとするという事です。それと現在の焼却施設の実態に合ったごみ処理原価を手数料に反映させるということ事です。改定の実施時期ですが、平成20年4月1日からとするという事です。埋立ごみにつきましては、今回の改定後、新埋立地供用開始に合わせ、事業団と調整後、再度改正するという事で、これは新しい埋立地の料金の設定の考えです。以上6点ほど基本的な考えを述べさせていただきました。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

事務局：それでは、詳しく説明をさせていただきます。1つ目の手数料改定の対象区分につきましては、可燃ごみ・不燃ごみ・埋立ごみの3つとし、資源ごみは据え置きということにしたいと考えております。これは、事業所ごみにつきましては、家庭と同様な分別により、焼却量の減少を促進しながら、資源ごみと手数料に格差をつけることによって経済的な誘導が図れます。言い換えますと、分別、再資源化しないと手数料が高くなる仕組みによって、分別が促進され、資源の回収量の増加が期待でき、更にリサイクル率の向上にも繋がります。次に改定率の設定基準ですが、まず搬入量の七十数パーセント、収入金額の八十数パーセントと大半を占める可燃ごみの処理手数料の改定割合、いわゆる値上げ幅を先に決めまして、それに沿って不燃ごみと埋立ごみを合わせるというようにします。3つ目の直接搬入可燃ごみの平成20年度の目標を22,000tとする、これは前回述べたかと思いますが、この目標の22,000tというのは、前回の平成14年度の改定で最も減量効果のあった、平成15年度の量です。また、この量は本市の一般廃棄物処理基本計画の平成20年度の目標値の22,433tとほぼ一致しております。そういうことで、22,000tという目標を設定したわけです。過去の分別の改正や手数料の値上げ等により減量化を図った実績に基づいて減量効果を試算した場合、平成12年10月に収集可燃ごみの分別種類を追加しております。この時はプラスチック製容器包装と紙製容器包装を新たに追加しました。これにより、約6.3%の減量効果がありました。また、平成14年度から、事業系ごみが家庭系と全く同じ分別方法になったことによる減量効果が平成12年度の家系と同程度と想定した場合、平成15年度の削減量約7,500tのうち、1,900tが分別による効果で、残りの5,600tが手数料改定による効果と考えられます。今回は、平成20年度までに約3,000tの減量を目標としておりますが、このうち事業所訪問等の日頃の啓発指導や受入施設でのチェ

ック体制の強化をしまして、不適物や資源化可能なごみの搬入拒否等による減量目標を1,000tとし、残りの2,000tについて、手数料改定による効果で目標を達成したいと考えております。したがって、手数料の改定による効果が前回と同程度と仮定した場合、約1.36倍となります。4つ目になりますが、平成14年度の改定時は、旧焼却施設の平成12年度の処理原価が約12,656円でした。これを元に手数料を1t当たり1万円としております。現在の焼却施設における平成18年度の処理原価は約21,391円ですが、平成22年度には推計で約16,581円となり、現行の手数料の基準とした平成12年度の処理原価の約1.31倍となります。5番目ですが、改定の実施時期は平成20年4月1日からとしたいと思っております。6番ですが、埋立ごみについては、今新しい埋立地を作っております。その供用開始に合わせ、事業団と調整した後に再度手数料の改定を予定しております。最後になりますが、以上のうち3番と4番、この結果を踏まえて、今回の改定率、値上げ幅を3割にしたいと考えております。これを前提にして作成した資料を今お手元にお配りしておりますので、引き続き説明をさせていただきます。

【事務局説明】 資料2-1～資料2-3についてごみ処理手数料改定の考え方、ごみ処理手数料新旧対照表、県内他市のごみ処理手数料について説明。

副会長：それでは委員の皆様からご質問ご意見等お伺いしたいと思っております。

委員：この度初めて委員になり、事業系の可燃ごみ・不燃ごみ・埋立ごみの種類がどういふものを指すのか分からないので、説明していただきたいと思っております。家庭ごみの可燃ごみ・不燃ごみ・埋立ごみというのは予想がつきますが、事業系のごみがどのようなものがあるのか、例えば建築の解体では木造家屋はチップにしたりコンクリートは再処理場に持っていくと聞いておりますので、この場合の種類を、お尋ねしたいと思っております。

副会長：事業系で搬入される、それぞれの主な成分、どういったものが多く入っているかという事をご説明いただければと思っております。

事務局：ご質問の中の建築廃材に関して、建設業に係る建築廃材については産業廃棄物という事で、搬入については全面禁止をさせていただいております。事業系一般廃棄物は、家庭と同様のものになります。燃やせるごみも生ごみ類もありますが、オフィスから出るリサイクルしないような伝票類や、雑多な一般家庭と似たような燃やせるごみ、燃やせないごみにつきましても、産廃は基本的にこの施設は受け取りませんので、事務用品のようなものであったり、細々とした家庭と大きくは変わらないような燃やせないごみということになります。

副会長：その他にご質問等ありませんでしょうか。

委員：私は商売柄小野田の方に入出入りしてしまして、小野田の分別と宇部の分別が随分違っています。これは全国的に統一したものではないのでしょうか。例えば、車に乗る時のヘルメットは、小野田は燃やせるごみと一緒に出して、宇部は不燃物で出すわけです。小野田は1か所に行ったら済むわけで、宇部は同じ品物でも、可燃物と不燃物の2か所に行かなければいけません。他市のことを言って申し訳ないのですが、どのような分別の仕方をしていらっしゃるのでしょうか。

事務局：確かに市によって分別が違うということもあります。宇部市の場合には基本的には家庭ごみと同様の8分別を事業系でも極力お願いしておりますが、市としては、ま

ずは一般廃棄物基本計画で、循環型社会を作っていくために、環境にやさしい社会にするためにどういう施策をしていく、分別もどういったことをしていく、また、別に分別収集計画というのも作成しますが、それに基づいて分別やリサイクル、ごみの減量について計画しながら、この審議会でも皆様方に色々施策についてお諮りしながら進めているところです。また、市によっては処理施設の違いというもあります。施設が充実している所やそうでない場合、いろいろ事情が違いますので、処理施設が受け入れているか、処理施設があるかないか、処理ができるかできないか、その辺りの違いもあるかと思しますので、全国で統一できれば転居されても便利かもしれませんが、そういった実情もありますので、全てが統一という事にはなかなかならないのかなと思っております。

副会長：分別については、資源の分別とそれ以外のごみの分別の2つの考え方があると思います。ごみの分別については、例えばカロリーがすごく高いと炉が壊れるということが昔はありました。プラスチックを入れると高温になりすぎて炉が壊れるので、プラスチックを入れないというのがありました。現在はプラスチックも燃やしておりますが、炉の方式の違い、あるいはその炉に入れる段階の破碎機の状況といったもので、ごみについて分別が各市によって違うという部分があります。それから資源について違うというのは、例えば、水俣市など細かく分けて資源としての価値を上げようと取組んでいるところなどでは、色分けにしたり、材質によって分けたりと細かく分別されています。宇部市が今行っている8分別というのは容器包装リサイクル法に基づいた基本的なレベルという事になりますので、大体資源ごみの分別は宇部市のような分別が割と多いのではないかと思います。ただ、ごみについては各市町によってかなり違ってくるといようなことで、よろしいでしょうか。

委員：私は自治会長をしているので、転居される方が言われるのは、分かりやすく言いますと、小野田から宇部に来たらなぜこんなに違うのかとよく言われます。色々事情があるのですが、私は、施設は宇部の方が小野田よりもいいと思います。それでも宇部はまだ分けていますね。そうしたら、小野田の炉の方が施設がいいかと思っていたので、これは素人考えなので分かりませんが、転居された方が、今までの所がどうだったと言われてもなかなか私たちがきちんとした回答することができませんので、施設の内容が違うという説明しか言いようがないわけです。そうするとやはり統一した方がいいのではないかという気がしたので発言しました。

副会長：分別の難しさというのはよく聞いておりますが、これは各市町でこういうものだという事を広報する以外にないかなという気がしております。

委員：設備が小野田の方がいいのではないかと聞かれましたが、私は業者として、宇部の方が良い設備を持っていると思っております。先ほど20年度と22年度の原価のことについてお話をされましたが、原価について22年度を採るといのはどういう意図なのでしょう。それからもう一点、今回施設で事故があったと思うのですが、私どもの会社もお陰様で55年間無事故でやってきておりますが、それには安全について、色々会社なら会社なりに努力をしていると思います。今後の安全について含めてお願いしたいと思っております。

事務局：前段のご質問に対する回答をさせていただきます。現在の焼却場の主要設備の多

くは平成21年度をもって償却が終了いたします。これに伴って、平成22年度以降は減価償却費が大幅に減額となり、その最初の年である平成22年度の原価を見込んだものをベースに考えていきたい次第です。

副会長：22年度からは減価償却はなくなるということですね。

事務局：先ほど、18年度の原価がトン当たり21,391円という説明があったと思います。あくまで見込みですが、22年度の原価が16,581円と大きく減った理由は、今申しました減価償却費が22年度から大きく減るということで、18年度は約5億7,200万円ぐらいですが、それが22年度は約1億1,300万円程度になると見込んでいます。

委員：初めにトン当たりで言われたら、次もトン当たりで言ってもらわないと、トン当たりならトン当たり、総額なら総額で言ってもらわないと、単位が違いますね。

事務局：18年度はトン当たり減価償却費が約9,458円含まれております。それから22年度におきましては、トン当たり1,961円減価償却費が含まれております。この差分だけ本当は減るはずですが、減価償却費の減少に合わせて修繕料が大きく上がります。それらの増減を合わせた差が21,000円と16,000円の差というようにご理解ください。

委員：先ほど、事故のことに触れましたけれども、設備の修理代といったものは含まれているのですか。

事務局：22年度の原価では18年度の原価に比べて修繕料が大きく上がっています。修繕料が18年度は1億3,600万円を見込んでいますが、22年度は2億8,000万円を見込んでいます。

副会長：それでは、先ほど委員から質問がありました事故の件について、簡単にでもご説明いただければと思います。

事務局：それでは、事故の状況等についてご説明します。先般発生いたしました環境保全センター内の圧縮梱包施設の死亡事故につきましては、皆様方大変ご迷惑あるいはご心配をおかけしたと思っております。今回の事故は、7月9日に紙製容器包装の圧縮梱包作業中に同作業を受託しているシルバー人材センターの職員の方が機械に挟まれまして死亡されたものです。心からご冥福をお祈りします。今回事故を起こしました圧縮梱包施設については、事故後直ちに稼働を停止して、現在事故原因の究明と施設の安全点検を実施しています。また、運転停止後の容器包装の処理については、緊急の措置として、圧縮梱包をせず、収集したままの状態です。本圧縮梱包施設の運転再開については、事故原因、安全点検等の結果を踏まえ、このような事故が二度と起きないように、ソフト・ハードの両面から必要な事故等防止策と施設の安全性を確保した上で運転を再開したいと考えております。

委員：私も宇部資源リサイクル組合は46事業所が加入しています。その中の大半の方が事業系の一般ごみを搬入しています。この値上げについて、先だって新聞に出たものですから問題になって、多くの方は反対されています。反対意見はどういうことかと聞きましたら、まず排出事業所がなかなか納得してくれない、それは業者の説明不足もあるかと思いますが、そういう問題がありますので、排出元の事業所に対して、説明できるような文書をこちらの方でお願いできないだろう

か、それで各排出事業者へ持って行って、このようになりますよと説明すれば、値上げもスムーズに行くのではないかと、何もかも運搬業者が被っていると、現時点でも過当競争になっているのに、非常に厳しいのではないかと思います、どうでしょうか。

事務局：今回の手数料の値上げは、事業者の廃棄物処理責任の徹底を図るべく行う施策です。本来負担をしていただくべきはずの排出事業者の方々に当然お願いするものですし、これにより、ごみの減量化そして分別を期待するものです。したがって、値上げ分が収集運搬業者と排出者との契約に反映されますよう、言い換えれば、この値上げが他に転嫁されないようにご協力をお願いをしたいと思います。文書をもって徹底していただきたいと言う事ですが、私ども市で把握している排出事業者の方について、協力をお願いの文書を郵送で送ることも考えています。

副会長：よろしいでしょうか。反対の意見が出たと言う事ですが、それ以外に何かお気づきの意見というのがありますか。

委員：長年ごみの減量について携わっているつもりなのですが、今、分別の細分化と値上げによる減量と目されるのですが、とかく物が上がるとその上がった分だけ減らすためにどうしようかと思っ、それでごみが少なくなればよいのですが、不法投棄に回ると思います。その辺の兼ね合いをどう考えられるのか、それとこの度の30%という値上げの根拠と、もう1点は先ほど委員さんがおっしゃった事故の件ですが、この度の中越地震の原発事故でもそうですが、経費を少なくするために派遣業者などを入れて当面の人件費は下げられるのですが、事件や事故が、その雇い主と派遣会社との契約であって、事故の細部の確認で、委託した方の責任が足りないのではないかと思います。これはこの度の市の件に言うのではなく、国内のあらゆる産業でそういう事が起こって、この度の原発の事故でも、自社の常設初期消防隊を24時間設置するというようなことは初めから予想できるはずで、この度の事故においても詳しいことは分かりませんが、圧縮梱包機が動く時に、その中に人がいるかないかというのは一番基本の作業だと思います。派遣者と委託者との連携が、ただ文書上で取り交わされてそれで終わっているのではないかなという気がするのですが、その辺を含めて聞いてみたいと思います。

事務局：家庭系ごみについては、環衛連の皆様方や自治会の皆様方のおかげで減量化、分別が非常に良く進んでいると考えております。ただ事業系については、まだまだ徹底をしておりません。排出者の責任、これを今以上に求める必要があると思います。その中で、私どもは日頃の啓発指導、それから窓口でのチェック体制の強化を、当然今以上にやっていく必要があると思います。これに加え、今回はとてもこれだけでは不十分だろうということで、前回2倍の値上げをしてから6年振りとなりますが、手数料の値上げも合わせないとなかなか目標を達成できないのではないかと、3割の値上げというものを設定させていただきました。この3割が妥当かどうか、3割の根拠につきましては、冒頭の説明が一応答えと言う事でご了承いただきたいと思います。3割が高いか低いかなという議論があるかと思いますが、いずれにしても皆様方に新たに負担をお願いするわけです。あまり高く設定すると、家庭系のごみに事業系のごみが混入したり、不法投棄が増えたり、手数料が安い他市にごみを持ち込まれたりということが懸念されます。

これらを想定しながら、これらが起こらないように対応していきたいと考えています。いずれにしても、排出者への指導とご協力が一番必要ではないかと思しますので、これに向けて努力させていただきます。

事故の委託者と受託者の責任のことについて、私どもは全てをシルバー人材センターに任せて委託していますが、このような事故があり、改めてソフト・ハード両面で点検して再開したいということで、もう1回シルバー人材センターと我々の役割、あるいはハード面を再点検し、こういう事故が起こらないように見直したいと考えております。

副会長：それでは、他にご質問等ありますか。

委員：今回のごみ手数料改定の考え方の最後の埋立ごみの部分ですが、今回、平成20年4月から改定するという事で、また更に新埋立地供用開始に合わせて再度改定するという事ですが、これはいつぐらいを考えられているのかということと、時期が早いのであれば、その時に合わせて改定した方がいいのかなと感じました。それと、先ほどの3,000tの減量と言うところですが、3割増と言う事で、不法投棄、他市への混入、家庭ごみの混入ができるだけ少ない金額でという事ですが、ごみがなくなるわけではないと思いますので、どういう形で3,000tを減量できるのかというのを教えていただければと思います。

事務局：初めに、新埋立地の供用開始に合わせて事業団と調整し再度改定するという事についてご説明いたします。先ほど説明があったと思いますが、現在新しい埋立地を東見初の沖に作っております。本年の夏頃から運営方法を検討していこうと考えておまして、これは、東見初に新たに産業廃棄物の埋立地に合わせた一般廃棄物の埋立地を、我々宇部市と一緒に合わせて作っていますが、この運営方法や料金といったものを財団と我々で協議をして、来年の3月頃までには決めていけるのではないかと見通しがあります。実際の供用の開始は平成20年の後半頃と考えておりますが、その時に今回我々が改定しようとする金額と大きな乖離が出るとか、どうしても調整が必要であれば、再度改定を行う必要があるのではないかと考えて6番として挙げています。ただ、今回の改定については、ごみの分別等を促すことによって事業系ごみの減量化対策を行っていくという事がありますので、やはり4月1日に合わせて埋立地につきましても適切な料金の設定をしておく必要があるということで、この度同時に上げさせていただいております。

委員：新しい埋立地と言うのはいつ完成予定ですか。

事務局：平成20年の後半の供用開始を一応予定して建設を急いでいるところです。

それではもう一つのご質問にお答えいたします。先ほどもご説明しましたが、今回については平成18年度に比較して平成20年度までに3,000tを減量したいという目標を立てて出したのが、3割アップになるかと思えます。3,000tのうち、1,000tについては、日頃の啓発活動その他によって削減し、残りの2,000tについては、手数料のみを改定しただけでどれだけ量が減ったかというケースが過去にありませんし、データもありません。そういう中から想定と言う部分で推計させていただいた値が、2,000t減らすためには約3割アップであろうという値です。残りの1,000tについて、詳しく日頃の活動について説明させていただきます。

事業系のごみの対策として、前回の審議会の時に資料をお渡ししてご説明したところですが、多量排出事業者に対して、毎年事業系の一般廃棄物の資源化・減量化計画書を出していただいております。これによる指導、それからこの計画書に基づいて、昨年度は全ての対象事業所を訪問して、ごみの分別や減量化の指導を行っております。今後も指導を行っていくとともに、特に食品リサイクル法に基づく厨芥類の肥料化・飼料化等、水切りを始めとした減量化の指導、協力をいただけるように、事業所訪問を続けていきます。事業系ごみの分別や減量の指導と言うことだけでなく、積極的に協力されている所は今度ともごみ減量等優良事業所として認定して、協力していただけるやる気のある事業所の意識の高揚を図りながら、市民の方にもPRしながら、ごみの減量化、直搬可燃ごみの減量化に繋げていきたいと考えています。私どもごみ減量推進課ではそういった分別や減量化の指導を家庭ごみと同様に行っていますが、一方で受け入れる処理施設でも対策を行っております。

焼却場でごみを受け入れています。日常の業務において、プラットホーム担当によるごみ搬入時の目視による監視並びに指導を行っております。日々の搬入される時に、おかしいものが入っていないかとか、資源化できるものが入っていないかといったものを実際パッカー車やトラックで搬入される時に、もちろん安全なポイントからですが、目視で監視しています。それで、搬入される方が、日々の作業の中で見られているという事で、これは気をつけないといけないということで、抑止力という言葉は悪いですが、目視による監視をさせていただいております。そして、もしそういったものが見受けられたら、適宜指導をさせていただいております。それから、計量所並びにプラットホームの担当と、私ども事務所との連絡体制を密にして、現場の方だけでは納得いただけないようなケースがありますので、そういった時にはすぐに連絡が入るようになっていきます。即座に職員が事務所からプラットホームに下りるような体制をとっておりますので、必要に応じて事務所の方からも合わせて指導等をさせていただいております。これが日常における監視・指導体制です。それから、不適物搬入禁止等のいろいろなチラシを作っていますが、その時々において必要なチラシを計量所等で配布しております。先ほど建築廃材等についてのお話をさせていただきましたが、家庭・事業にかかわらず、廃木材や、畳といったものは、建設業にかかるものについては産業廃棄物ということで搬入禁止をさせていただいているのですが、受入窓口において、内容の聞き取り確認といった強化を今後更にさせていただきたいと考えております。今年の4月から、今申しました畳の部分について全面禁止とさせていただいております。合わせて、抜き打ち検査やそれに伴う搬入事業者への注意指導については随時行っております。

委員：畳は今まで可燃ごみだったのですか。

事務局：畳については可燃性粗大ごみということで荒物切断機という機械で細かく破砕いたしまして、焼却処理という形を採っております。

委員：それが今度禁止になったのですか。

事務局：建設業に係るものだけです。解体や改築といった業者の方に委託された分が産業廃棄物となりますので、ごみの減量化等に合わせ、少しでも減量化しないといけないということで、チラシ等は事前に配布していましたが、4月から全面禁止と

させていただきます。

委員：事務局からごみ処理手数料の改定の考え方で、説明された項目が6項目ありますよね。一番大切な詳細については口頭で述べられたのですが、一度に聞き取れなくてスピードが結構ありますので書き取れず、それで先ほど冒頭で言いましたが、とおっしゃるのですが、書き取れないというのがありますので、考え方の項目を詳しく書いて欲しかったなというのが私の意見です。それと、今日はこれだけはやっておかないといけないと思ったのが、前々回ぐらいに言ったと思うのですが、ごみの収集日について、祝日は収集しなくてもいいのではないかとすることで是非を議論した覚えがあるのですが、資料の中の搬入日時を見ると、下関市や光市など色々ありますが、祝日を除くというのが多いですね。宇部市は祝日を含むと書いてありますが、こういう部分も減量につながるのかなと思うのですが、祝日というのは実際搬入が多いのですか。

事務局：祝日は、普通の日よりごみの持込み量は少なくなっております。

委員：金額的なことは分かりませんが、人件費が、祝日は時間外手当という事で凄くかかっているという事を聞いていますので、その辺を考えたらもうちょっとそういう所でも節約できるのかなとか考えています。

事務局：祝日の搬入というよりは祝日の収集について、通常他都市はあまりやってないから宇部市も止めたらというご意見がありましたので、それを中心に検討させていただきました。実は祝日の収集を止めることは、市民の方のご理解があれば手続き上難しくはないのですが、その収集を止めたからといって、各家庭からのごみの排出が減るわけではありません。そうしますと、祝日明けに必ず2回分のごみが一度に出ます。それを収集するとなれば、一度に大量の労務を投入しなければならず、それに対応するとなると、常備の車を増やさなければいけませんので、収集するのも大変なのですが、車の台数や回転を一番効率良くするためには、逆に祝日に収集した方がより効率的にできるのではないかとということで、祝日の収集を続けさせて頂こうと思っています。それと、祝日に施設を開くのは、主に収集車が動いているので施設も開かなければいけないのですが、それだけではなく、家庭ごみで持ち込みたい方がおられるわけですが、平日だと仕事で持ち込めないということで、第4土曜日を開けていますが、併せて祝日を開けるということは、家庭ごみを持ち込みたい方に対するサービスの面もあるかなということで、開けさせていただいています。確かにそれなりの経費がかかりますが、収集という面では必ずしもそれが経費節減かどうかというのも分かりませんので、当面の間はこういう形で続けさせていただきたいと考えています。

副会長：他にご意見ご質問等ありませんか。

委員：これは質問ではないのですが、今日の議題で一番大事なのは値上げの問題と思います。先ほどから説明を聞くと22年度の原価という事で、低い時点で言うておられる、そうした場合、値上げはやむを得ないだろうと思います。ただ、先ほどからお願いしたように排出事業所向けに十分な配慮をお願いしたいと思います。

副会長：他にご意見ご質問等お伺いしたいと思いますが、ありませんでしょうか。ないようでしたら、結論の方に持っていけないかと思うのですが、この件につきましては、じっくり考えて、事務局も万全の手を打って進めていかなければならないことだと思います。私は司会という事で自由に発言ができないの

で独り言という事で聞いていただければと思いますが、今回の料金の改定については、不公平感をなくすことではないかなと思います。事業系ごみはご存知のように収益事業です。その中で、事業系ごみをきちんと分別して、あるいはリサイクルしてきちんと解体・粉砕して再利用、厨芥ごみについても燃やすのではなく堆肥化あるいはそういった所に持って行く事業者もあります。ただ、料金が安ければ、そういう事をやっても安い方がいいかなと市の施設に持って行くという事業者があつては、本来は不公平ではないかというのが1つ、それからもう1つは前も言いましたが、市民に対しては、ごみの減量という事で水切りや指定ごみ袋だとかあるいは様々なことで分別や減量化に協力していただいているのに、事業系ごみというのは基本的には市民の税金で賄うという形ですね。だから事業系ごみが増えれば増えるほど市民の負担が大きくなるという傾向にあると思います。本来ならば事業系ごみは収益の一部として自らが処理をしなければなりません、そこまで厳しいという状況には今はなっておりませんので、せめて処理原価に見合う料金を頂くことによって、市民の税金の支出も減ってくるのではないかと考えております。今回の改定によって、山口県では周南市に次ぐ2番目の金額になるでしょうか。周南市がキロ18円という手数料に次いで、宇部市が今回上げれば13円になります。他市、特に近隣の山陽小野田市や山口市に比べると若干高くなっています。ただ、全国的に市民のごみの有料化という話も聞こえる中で、市民に負担を強いる前に本来やっておかなければならないことをきちんと宇部市でもやっておかないといけないと思いますし、また、近隣の市町村もそれに倣っていただきたいというように考えております。

他のご意見、特に反対意見を聞いておきたいと思います。そのことによって、市民の方、事業者の方へ対する理解をどう深めていかなければならないかという事にも繋がるかと思えます。どんなご意見ご質問でも結構です。

委員：ごみの指定袋が各業者で値段が違うのですが、宇部市には袋のお金が入らないですね。どうして宇部市にはお金が入らないのか、有料化とは違うという事で指定袋が入ったわけですが、袋の値段は上がりますが有料化になっても良かったのではないかと考えていましたのでお尋ねします。

事務局：ごみ袋の有料化については、平成12年度から始まりました指定袋の導入の時の審議会で、市から提案させていただいた経緯があります。その際に、審議会からのご意見として、まず指定袋を導入して、それによって減量効果が発揮されなければ次に有料化を考えてみたらというご答申を頂いています。それに基づいて、いわゆる有料化ではない単なる指定袋という形で導入させていただきましたが、その後大幅に燃やせるごみが減りましたので、審議会のご提言通りという形ですので、私どもは今のところ効果が続いていると考えております。ご意見に対しましては貴重なご意見としてお伺いしまして、また次のごみ行政の一助にしたいと考えています。

事務局：先ほどの祝日のごみの持込みという事で訂正させていただきます。先ほど埋立ごみの事を言いましたが、埋立地は祝日は休みで、第4土曜日は午前中開いております。

副会長：他にご質問等ありませんか。ないようでしたら、もう一度確認の意味で今回の6項目について提案理由を簡単にご説明頂いた後に、皆さんの賛否を伺いたいと思

いますがよろしいですか。もう一度確認のため説明をお願いします。

事務局：それではもう一度1番から6番までの簡単な提案説明を申し上げます。まず1つ目が、手数料改定の対象区分について、直接搬入ごみのうち、可燃ごみ・不燃ごみ・埋立ごみとし、資源ごみについては据え置きとする、これは、事業系ごみについては家庭と同様の分別により焼却量の減少を促進しながら資源ごみと手数料に格差をつけることによって経済的な誘導が図れる、言い換えると分別、再資源化しないと手数料が高くなるという仕組みです。それによって分別が促進され、資源回収量の増加が期待でき、更にリサイクル率の向上にも繋がります。2つ目の改定率の設定基準は、まず搬入量の七十数パーセント、収入金額の八十数パーセントと大半を占めます可燃ごみ処理手数料の改定割合、いわゆる値上げ幅を先に決めて、不燃ごみ・埋立ごみはこれに合わせるというのが2つ目です。3つ目の直接搬入可燃ごみの平成20年度の目標を22,000tとする、目標の22,000tというのは、前回の平成14年度の改定で最も減量効果のあった平成15年度の量です。この量は、本市の一般廃棄物処理基本計画の平成20年度の目標値22,433tとほぼ一致しています。それから、過去に分別を新たに始めたり手数料を値上げしたということ参考にして減量効果を試算した場合、平成12年の10月から家庭系ごみの分別種類の追加、この時はプラスチック製容器包装と紙製容器包装を追加して分別することになりました。これによって約6.3%の減量効果がありました。これは全体のごみ量に対するプラスチック製容器包装と紙製容器包装の分別した量が6.3%であったという結果です。また、平成14年度から事業系ごみの新たな分別、このときは家庭系の現在のごみの分別と全く同じ分別になりました。これによる減量効果が、平成12年度の家庭系と同程度と想定した場合には、15年度の削減量7,500tのうちの約19%、平成15年度の量が29,550tですので、この6.3%は約1,900tになります。これが分別による効果です。残りの5,600tが、同時に料金の改定で倍になりました効果と見込んでおります。そうした中で、今回は平成20年度までに18年度と比べて3,000tの減量を目標としました。このうち、事業所訪問と日頃の啓発活動や受入施設でのチェック体制の強化、こういうものによって1,000tを減量させ、残りの2,000tについては、手数料の改定によって達成しようということで、手数料による改定が前回と同程度と仮定すれば、前回は5,600tの減量が約2倍の値上げによってされました。2,000tにすればどれくらいの率になるかというと、約1.36倍という事になります。いろいろ仮定や推測ということでない、過去純然たる手数料だけで減量効果を確認したデータが一切ありませんので、私どもも若干不安が残る所ですが、一応このような形で計算しました。4つ目に、現在の焼却施設の実態に合ったごみ処理原価を手数料に反映させなければなりません。これは、前回の14年度に改定した時は、旧焼却施設の平成12年度の処理原価12,656円を基に算出して、手数料を1t当たり1万円としています。現在の新しい焼却施設における平成18年度の処理原価は約21,391円です。それから平成22年度には推計で約16,581円となり、現行の手数料の基準とした平成12年度の処理原価の約1.31倍となっています。なぜ22年度の値を使ったのかは、先程説明があったと思いますし、この金額の中には当然老朽化に伴ってくる修繕料等

が含まれている値です。それから5番目ですが、改定の実施時期は平成20年4月1日からを予定しています。そして6番目の埋立ごみについては、先程説明があったと思いますが、今回改定をさせていただいて、そして新しい埋立地が供用開始になる前に事業団と手数料について調整する必要がありますので、その時再度改定を予定しています。

副会長：ありがとうございました。ここでもう一度ご質問ご意見等お伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。特に委員の方からないようなので、審議会として結論を考えたいと思います。前回に引き続き今回と2回の審議を経て参りまして、これが最終答申という形となりますので、ここは明確に挙手で今回の諮問に対する考えを示していただきたいと思います。今回、事業系ごみの減量化対策としてごみ手数料改定を行う、それについて、現在のごみ手数料の料金の値上げ幅を3割とするということで、可燃ごみ・不燃ごみ・埋立ごみを改定するという事について、賛成の方挙手をお願いしたいと思います。では、反対の方挙手をお願いしたいと思います。事務局の方で今の挙手についてはご確認していただけたいと思います。賛成多数という事で今回の諮問内容について審議会として承認するという事にしたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、その他として宇部市ごみ減量等優良事業所表彰選考審査会についてという事ですが、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、これについて簡単にご説明をしていただければと思います。

事務局：前回の事業系対策の資料にも出てきましたが、ごみの分別や減量化に積極的に取り組みをされている事業所を、宇部市ごみ減量等優良事業所に認定をしまして、毎年、優良事業所を認定した中から、更に顕著な取り組みをされている所を表彰しております。そのために表彰選考会を毎年行っています。選考の要領によりまずと、審査会を設置した中で選考することとなっています。会長が環境部長、副会長が環境保全センター担当の環境部次長、委員がもう一人の環境部次長、ごみ減量推進課長、そして審議会の方から3人をもって充てるとなっております。従いまして3人の方を選出していただきたいと思います。

副会長：それでは3名を審議会の中から選ぶという事ですが、今年委員をやってみようという方がおられましたら挙手をお願いします。昨年は自治会からという事で西村委員、市民公募から藏重委員、青年会議所から栗原委員に委員をお願いしたところです。大変お疲れ様と思いますが、できれば、その3人の方がよろしければ昨年を引き続きという形でお許し願えるかどうか、いかがでしょうか。

事務局：既に日時について事務局の方である程度予定しております。日時は、8月20日月曜日の午後でいかがでしょうか。皆様方予定がもしまだ入っていないようでしたら入れてもらうと非常に助かるのですが、いかがでしょうか。御三方からこの時間はよろしいという事ですので、また改めてご案内を早めに送らせていただきます。どうもありがとうございました。

副会長：それでは、予定した審議等は終わったのですが、委員の方から何か別の事でも結構ですがありましたら発言をお願いします。

事務局：実は今日が7期の最後の審議会という事になりました。任期は11月末までまだあるわけですが、今から次期の人選等に入るわけですが、皆様方には大変色々ご苦勞をおかけしましたし、また大変お疲れ様でした。本当にご協力ありがとうございました。

ございました。重ねてお礼を申し上げます。

副会長：今日が最後という事になりますので、そうすると第7期の審議会まとめということで文書を作成しないといけません。それについては、先程事務局とお話したのですが、酒井会長が欠席ですが、私と事務局の方で審議会のまとめ案を作成しまして、酒井会長の承認のもと、皆さんにお送りしまして、その上で皆様の確認を頂いて特に大きな変更がなければ、その旨を次期の審議会で申し送りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。別に審議会を開くわけではなく文書でということになるのですが、特に異議がなければこのような方法でやっていきたいと思えます。本日はありがとうございました。